

【フィリピン】フィリピン国家原子力安全法の制定

海外立法情報課 濵谷 由紀

*2025年9月18日、フィリピンにおいて、原子力の平和的利用を定め、原子力及び放射線源の規制管理を行う独立機関としてフィリピン原子力規制機関を設立する法律が成立した。

1 背景と経緯

フィリピンでは、石油危機後の1976年に、東南アジア初の原子力発電所であるバターン原子力発電所 (Bataan Nuclear Power Plant) の建設が開始され、1985年に完成した。しかし、1986年のマルコス (Ferdinand Marcos Sr.) 体制の崩壊及び同年のチョルノービリ原子力発電所事故を経て、安全上の懸念、国民の反対、建設契約をめぐる汚職疑惑を理由に、バターン原子力発電所の商業運転は認可されなかった¹。2022年、電力の安定供給及び石炭火力発電の代替のため、ドゥテルテ (Rodrigo Duterte) 大統領 (当時) は、原子力発電を活用する方針を打ち出した²。現在、2028年までに原子力関係諸法を制定し、2032年には少なくとも120万kWの設備容量を持つ原子力発電所を稼働する計画が立てられている³。

このような状況の中、2025年6月11日、共和国法律第12305号「フィリピン国内の原子力の平和利用における原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のための包括的な法的枠組みを提供し、フィリピン原子力規制機関を設立し、並びにその予算を充当する法律」(以下「同法」)⁴が国会で可決され、2025年9月18日、マルコス・ジュニア (Ferdinand Marcos Jr.) 大統領の署名によって成立した(同月24日公布、同年10月9日施行)。同法は全61か条から成る。

2 フィリピン国家原子力安全法の概要

(1) 政策と目的

原子力エネルギーは平和目的にのみ使用する。国は、国際約束と整合する、原子力及び電離

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ Adoracion M. Navarro, "The Implications of Developing a Philippine Nuclear Energy Program," *Philippine Institute for Development Studies Discussion Paper Series* 2022-61, 2022.12, pp.13-20. <<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/284598/1/pidsdps2261.pdf>> 現在、フィリピン国内には、建設中又は稼働中の原子力発電所はない。フィリピンのエネルギー省と韓国水力原子力発電 (KHNP) の間で締結された基本合意書により、2025年からバターン原子力発電所再稼働の実現可能性が調査されることになっている。“Philippines and Republic of Korea Strengthen Energy Cooperation,” 2024.10.7. Department of Energy website <<https://legacy.doe.gov.ph/press-releases/philippines-and-republic-korea-strengthen-energy-cooperation>> 一方、地震の多いフィリピンでは、小型モジュール炉 (SMR) の耐震性の高さを評価する意見もある。Unico A. Bautista and Rinlee Butch M. Cervera, “Technical Review and Status of Small Modular Reactor Technologies: Prospects of Nuclear Infrastructure Development in the Philippines,” *Energies*, 18(7), 2025.4. <<https://doi.org/10.3390/en18071862>>

² 2019年の世論調査では、国民の79%が既設原子力発電所の利用や再稼働に賛成で、65%が原子力発電所の新設に賛成であった。Executive Order No.164, s. 2022, Adopting a National Position for a Nuclear Energy Program and for Other Purposes, 2022.2.28, pp.1-2. <<https://www.officialgazette.gov.ph/2022/02/28/executive-order-no-164-s-2022/>>

³ Department of Energy, *Philippine Energy Plan 2023-2050*, vol.III. n.d. pp.4-5. The Department of Energy website <https://legacy.doe.gov.ph/sites/default/files/pdf/pep/PEP%202023-2050%20Vol.%20III_0.pdf>

⁴ An Act Providing for a Comprehensive Legal Framework for Nuclear Safety, Security, and Safeguards in the Peaceful Utilization of Nuclear Energy in the Philippines, Establishing the Philippine Atomic Energy Regulatory Authority and Appropriating Funds Therefor (R.A. 12305). <<https://www.officialgazette.gov.ph/2025/09/18/republic-act-no-12305/>> 略称は「フィリピン国家原子力安全法」。フィリピン原子力規制機関の略称フィルアトム (PhilATOM) から、フィルアトム法とも通称される。

放射線⁵の安全で平和的な利用のため、法的枠組みを確保する（第2条）。

（2）PhilATOM（フィリピン原子力規制機関）の設立

原子力及び放射線源を監督する独立した準司法機関として、PhilATOMを設立する（第6条）⁶。PhilATOMの長官及び4名の副長官は大統領によって任命される（第7条）。長官及び副長官の四親等内の血族又は姻族は、規制対象の事業体に対し利益を保有してはならない。長官及び副長官は、身分を保証され、法律に特別の定めのある場合を除き、職務の執行を停止されず、又は解任されない（第8条）。PhilATOMは、本法の施行規則の施行権限、原子力施設等への許認可権限及び検査権限等を持つ。PhilATOMは、国際原子力機関（IAEA）及び外国政府等と、協力及び調整を行う。PhilATOMは、外国からの寄附及び手数料収入を含む財務運営の詳細等を記載した年次報告書を、毎年3月31日までに、国会に提出する（第10条）。

（3）規制対象施設の認可、検査等に関する規制

PhilATOMの認可を受けていない場合、原子力施設又は放射線施設の設置及び運転、核物質又はその他の放射性物質の取得、放射性線発生装置の使用等をしてはならない（第14条等）。原子力施設は、地震、噴火、洪水又はその他の自然災害のリスクが高い地域等に設置してはならない。原子力発電所の非常用ディーゼル発電機は、海拔18メートル未満に設置してはならない（第17条）。プロジェクト申請者は、原子力施設の承認に先立ち、影響を受ける先住民文化コミュニティ又は先住民族から、同意を得なければならない（第18条）。

（4）核セキュリティに関する規制

核物質又はその他の放射性物質の盗難、不法取得のおそれ、紛失等があった場合、認可を受けた自然人又は法人は、PhilATOMに対し、遅滞なく報告しなければならない（第28条）。

（5）「核兵器の不拡散に関する条約」及びIAEA保障措置に関する規制

IAEAの査察官が、保障措置協定の下で業務を遂行する場合、PhilATOMは、査察官に対し、査証なしの入国及び滞在を許可することができる（第36条）⁷。

（6）放射性廃棄物及び使用済燃料に関する規制

環境天然資源省は、PhilATOM等と連携し、低及び中レベル放射性廃棄物の管理地を指定する。高レベル放射性廃棄物は、PhilATOMが定める方法に従って深部地下に埋設（地層処分）される（第46条）。放射性廃棄物及び使用済燃料の管理に関する国家政策及び戦略は、この旨の法律が公布されるまで、大統領が策定し、承認する（第47条）。

（7）違反行為、罰則等

規制対象施設の認可、検査等に関する規制に違反した場合、拘禁刑若しくは罰金刑又はそれらの併科の刑事罰が科される。放射性物質又は核物質の物理的防護に関する秘密情報の漏えい、核施設及び放射線施設に関する犯罪等は刑罰が加重される（第30条、第32条、第33条及び第48条）。規制等に違反した場合、最高1億ペソの民事制裁金が科される（第49条）⁸。

⁵ 電離放射線とは、生体内でイオン対（陽イオンと自由電子）を生成させる放射線をいう（第5条）。

⁶ 従来、科学技術省（DOST）傘下の研究機関の一つであるフィリピン原子力研究所（PNRI）が、規制、推進、研究及び開発の機能を有していたが、PhilATOMの設立により規制機能が分離された。“PBBM signs law for nuclear regulatory authority,” 2025.9.25. Department of Science and Technology website <<https://www.pnri.dost.gov.ph/index.php/2-uncategorised/853-philatom-bill-2a>>

⁷ 保障措置とは、IAEAが実施する査察を含む検認活動である。フィリピンは、IAEAとの保障措置協定追加議定書等で、査証発給について定めているが、本法では、査証なし入国を認めた。“INFCIRC/216/Add.1.” IAEA website <<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/1974/infcirc216a1.pdf>>

⁸ 民事制裁金の額は、PhilATOMが定める。1ペソは約2.58円（令和7年12月分報告省令レート）。